

107

環境影響評価書の概要

— 東京都江東清掃工場建設事業 —

平成 6 年 2 月

東 京 都

1. 総 括

1.1 事業者の氏名及び住所

氏名：東京都 代表者 東京都知事 鈴木俊一

住所：東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

1.2 対象事業の名称及び種類

事業の名称：東京都江東清掃工場建設事業

事業の種類：廃棄物処理施設の設置

1.3 対象事業の内容の概略

事業内容の概略は表1-1のとおりである。

表1-1 事業内容の概略

ごみ処理 施設の建替	所在地	東京都江東区夢の島3番地
	面積	約14.6ha (うち新工場敷地約6.1ha)
	工事着工年度	平成6年度(予定)
	工場稼働年度	平成10年度(予定)
	工事完了年度	平成12年度(予定)
	処理能力	可燃ごみ1,800トン/日 (焼却炉600トン/日・炉×3基)
	工場棟	鉄骨鉄筋コンクリート造、高さ約50m
	煙突	外筒鉄骨造、高さ約150m
	駐車場	見学者用車両等

1.4 環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施により、環境に及ぼす影響については、事業の計画内容及び工場敷地とその周辺地域の概況を考慮のうえ、予測・評価項目を選定し、現況調査及び予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は表1-2に示すとおりである。

表 1-2 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評価の結論
1. 大気汚染	<p>煙突排出ガスによる二酸化いおう、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素、水銀の長期平均値の将来濃度に対する影響割合は0.05%~2.38%以下である。</p> <p>また、清掃車、建設機械、工事用車両の排出ガスによる二酸化窒素、一酸化炭素の将来濃度に対する影響割合は清掃車が0.15%~1.89%以下、建設機械が12.50%~16.91%以下、工事用車両が0.18%~2.18%以下である。</p>
2. 悪臭	<p>工場稼働時の敷地境界における臭気濃度及び悪臭物質濃度は、規制基準を下回る。また、工事中の廃棄物埋立層の掘削工事による悪臭については、敷地境界までに臭気濃度1以下すなわち人が感知できない程度となる。</p>
3. 騒音	<p>工場の稼働による騒音については法令の基準以下であり、かつ、環境騒音と比較しても低いレベルである。</p> <p>工事中の建設作業騒音については、勧告基準を下回っている。</p> <p>稼働時及び工事中の道路交通騒音の増加は、一般車のみによる騒音レベルと比較して1ホン以下である。</p>
4. 振動	<p>工場の稼働による振動については法令の基準以下であり、工事中の建設作業振動についても勧告基準を下回っている。</p> <p>稼働時及び工事中の道路交通振動については、一般車のみによる振動レベルと比較してほとんど変わらない。</p>

予測・評価項目	評価の結論
5. 地盤沈下及び地形・地質	<p>遮水性の高い山止め壁を難透水性の下部有楽町層まで根入れするなど適切な工法を採用することにより、周辺の地下水位の低下はほとんどない。また、適切な支保工等により、山留め壁の変移はわずかである。さらに、地下水の流れについては、山留め壁等の規模が、調査範囲と比べて小さく局所的であり、流速は約2cm/日であるため、地下水は地下構造物の周囲を廻り込むので、地下水位及び地下水の流れは、変化しないと考える。</p>
6. 日照阻害	<p>新工場の建築物等による日影は、法令の基準を満たし、また、土地利用の面からみても問題はないと考える。</p>
7. 電波障害	<p>新工場の建築物等によりテレビ電波のしゃへい障害及び反射障害が発生すると予測されるが、工場の進捗状況にあわせて共同受信施設の設置等の電波障害改善対策を行うことにより、影響は解消できると考える。</p>
8. 景観	<p>新工場の建築物等は、海原に浮かぶヨットをイメージさせるとともに、空との同化を図る色彩にするなどの配慮により、地域の新しいシンボルとなり、周辺景観に調和すると考える。</p> <p>さらに、工場敷地には積極的に緑地を設けることから、より良好な景観が創造されると考える。</p>

1.5 評価書案の修正の概略

評価書案の修正の概略は、表1-3に示すとおりである。

表1-3 評価書案の修正の概略

修正箇所	修正事項	修正内容
<p>5. 現況調査、予測及び評価</p> <p>5.1 大気汚染</p> <p>5.9 電波障害</p>	<p>大気質の状況</p> <p>予測の対象時点</p> <p>予測結果</p>	<p>「図5-1大気質の状況調査地点」の大気測定局の地点表示を訂正した。</p> <p>新工場と現工場が共に存在する期間を追加した。</p> <p>新工場と現工場が共に存在する期間における受信障害の予測地域を示すとともに、現工場を解体するまでの間に新工場と現工場による複合的な受信障害が生じた場合にも電波障害改善対策を講じる旨の記述を追加した。</p>